

香川県国民健康保険調整交付金条例の一部を改正する条例をここに公布する。

平成20年3月25日

香川県知事 真 鍋 武 紀

香川県条例第19号

香川県国民健康保険調整交付金条例の一部を改正する条例

香川県国民健康保険調整交付金条例（平成17年香川県条例第51号）の一部を次のように改正する。

次の表の改正前の欄に掲げる規定を同表の改正後の欄に掲げる規定に下線で示すように改正する。

改正後	改正前
<p>(趣旨)</p> <p>第1条 この条例は、国民健康保険法（昭和33年法律第192号。<u>以下「法」という。</u>）第72条の2第1項の規定に基づき、香川県国民健康保険調整交付金（以下「調整交付金」という。）について必要な事項を定めるものとする。</p> <p>(調整交付金の総額)</p> <p>第3条 調整交付金の総額は、<u>法第72条第2項第1号</u>に規定する算定対象額の100分の7に相当する額とする。</p> <p>(普通調整交付金)</p> <p>第5条 略</p> <p>(1) <u>被保険者に係る所得及び被保険者の数並びに介護保険第2号被保険者に係る所得及び当該被保険者の数</u></p> <p>(2) ア及びイに掲げる額の合算額</p> <p>ア <u>被保険者に係る療養の給付に要する費用の額から当該給付に係る一部負担金に相当する額を控除した額、入院時食事療養費、入院時生活療養費、保険外併用療養費、療養費、訪問看護療養費、特別療養費、移送費、高額療養費及び高額介護合算療養費の支給に要する費用の額、前期高齢者納付金及び後期高齢者支援金の納付に要する費用の額（前期高齢者交付金がある場合には、これを控除した額）並びにその他規則で定める国民健康保険事業に要する費用の額の合算額</u></p> <p>イ 略</p> <p>(3) 年齢階層別の<u>被保険者の数</u>及び前号アに掲げる額</p>	<p>(趣旨)</p> <p>第1条 この条例は、国民健康保険法（昭和33年法律第192号）第72条の2第1項の規定に基づき、香川県国民健康保険調整交付金（以下「調整交付金」という。）について必要な事項を定めるものとする。</p> <p>(調整交付金の総額)</p> <p>第3条 調整交付金の総額は、<u>国民健康保険法第72条第2項第1号</u>に規定する算定対象額の100分の7に相当する額とする。</p> <p>(普通調整交付金)</p> <p>第5条 普通調整交付金は、市町間における次に掲げる事項の全部又は一部の格差を勘案して、規則の定めるところにより交付する。</p> <p>(1) <u>一般被保険者に係る所得及び一般被保険者の数並びに介護保険第2号被保険者に係る所得及び当該被保険者の数</u></p> <p>(2) ア及びイに掲げる額の合算額</p> <p>ア <u>一般被保険者に係る療養の給付に要する費用の額から当該給付に係る一部負担金に相当する額を控除した額、入院時食事療養費、入院時生活療養費、保険外併用療養費、療養費、訪問看護療養費、特別療養費、移送費及び高額療養費の支給に要する費用の額並びに老人保健医療費拠出金の納付に要する費用の額から退職被保険者等に係る負担調整前老人保健医療費拠出金相当額を控除した額の合算額</u></p> <p>イ 介護納付金の納付に要する費用の額</p> <p>(3) 年齢階層別の<u>一般被保険者の数</u>及び前号アに掲げる額</p>

(4) 国民健康保険の国庫負担金等の算定に関する政令（昭和34年政令第41号）附則第17条の保険財政共同安定化事業拠出金及び高額医療費共同事業拠出金の額

2 略

(4) 国民健康保険の国庫負担金及び被用者保険等保険者拠出金等の算定等に関する政令（昭和34年政令第41号）附則第6条の保険財政共同安定化事業拠出金及び高額医療費共同事業拠出金の額

2 略

附 則

(施行期日)

1 この条例は、平成20年4月1日から施行する。

(経過措置)

2 国民健康保険法（昭和33年法律第192号）附則第7条第1項に規定する退職被保険者等所属市町村（以下「退職被保険者等所属市町村」という。）については、改正後の第5条第1項の規定の適用については、同項第1号中「被保険者」とあるのは「一般被保険者」と、同項第2号ア中「被保険者」とあるのは「一般被保険者」と、「納付に要する費用の額」とあるのは「納付に要する費用の額から、調整対象基準額及び後期高齢者支援金の額の合算額に退職被保険者等所属割合を乗じて得た額を控除した額」と、同項第3号中「被保険者」とあるのは「一般被保険者」とする。

3 平成25年3月31日までの間、市町（退職被保険者等所属市町村を除く。）について、改正後の第5条第1項の規定の適用については、同項第2号ア中「及び後期高齢者支援金」とあるのは、「後期高齢者支援金及び病床転換支援金」とする。

4 平成25年3月31日までの間、市町（退職被保険者等所属市町村に限る。）について、附則第2項の規定により読み替えて適用する改正後の第5条第1項の規定の適用については、同項第2号ア中「及び後期高齢者支援金」とあるのは、「後期高齢者支援金及び病床転換支援金」とする。